

下記の業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成29年11月27日

青森市公営企業管理者企業局長 中川 寛

業 務 名	水道メーター検針及び転出精算等業務
業務内容及び実施対象区域	<p>①検針業務……青森地区</p> <p>②転出精算及び閉栓・開栓業務……青森地区</p> <p>③水道メーター等に関する各種調査業務……青森地区</p> <p>④水道メーターの管理に関する業務……青森地区及び浪岡地区</p> <p>⑤あおり水道だより配布業務……青森地区</p> <p>※各地区の詳細は、水道メーター検針及び転出精算等業務公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。</p>
業務委託期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
提案価格限度額	<p>1,009,044,000円(消費税及び地方消費税含む)</p> <p>※平成30年4月1日から平成35年3月31日までの総額</p>
参加資格	<p>プロポーザルの参加資格は、法人その他の団体で次の要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札)の規定に該当しない者であること。</p> <p>②地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2(議員の兼業禁止)及び第142条(長の兼業禁止)又は第180条の5第6項(委員の兼業禁止)の規定に抵触しない者であること。</p> <p>③青森市内に本社を有する者であること。</p> <p>④青森市の市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない者であること。</p> <p>⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。</p> <p>⑥民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。</p> <p>⑦暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。</p> <p>⑧共同企業体で参加する場合は、2者又は3者での構成とし、次の要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>ア 共同企業体のすべての構成員が①から⑦までの要件を満たす者であること。</p> <p>イ 共同企業体の構成員は、本業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として参加することができない</p>

	<p>こと。</p> <p>エ 共同企業体の各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。</p> <p>オ 共同企業体の代表者の出資比率が、構成員の中で最大であること。</p>
資料の貸与	<p>①貸与期間 平成29年11月27日(月)から平成29年12月8日(金)まで</p> <p>②貸与場所 青森市企業局水道部総務課</p>
参加申込書	<p>①提出期限 平成29年12月8日(金)</p> <p>②提出先 青森市企業局水道部総務課</p> <p>③提出方法 直接持参とする。</p>
参加資格審査結果通知	平成29年12月11日(月) (郵便による発送日)
プロポーザルに対する質問	<p>①受付期間 平成29年11月27日(月)から平成29年12月15日(金)まで</p> <p>②受付方法 質問書(様式第16号)により直接持参又はメールとする。 メールアドレス: josui-somu11@city.aomori.aomori.jp</p> <p>③回答期間 質問受付日の翌日から平成29年12月18日(月)まで</p> <p>④回答方法 メールにより全参加業者に回答する。</p>
業務提案書等	<p>①提出期間 平成29年12月19日(火)から平成30年1月12日(金)まで</p> <p>②提出先 青森市企業局水道部総務課</p> <p>③提出方法 直接持参とする。</p>
選定結果通知	平成30年1月下旬を予定
その他	詳細は、水道メーター検針及び転出精算等業務公募型プロポーザル実施要領による。

## 水道メーター検針及び転出精算等業務公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、水道メーター検針及び転出精算等業務（以下「本業務」という。）における事務の効率化とお客様サービス等のより一層の向上を図るため、本業務の受託を行い得る能力を有する民間事業者のうち、本業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に本業務を委託するために必要な手続き等について定めるものとする。

### (委託業務の内容)

第2条 本業務の内容は、次のとおりとし、詳細については、水道メーター検針及び転出精算等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- (1) 検針業務
- (2) 転出精算及び閉栓・開栓業務
- (3) 水道メーター等に関する各種調査業務
- (4) 水道メーターの管理に関する業務
- (5) あおもり水道だより配布業務

### (業務の対象区域)

第3条 検針業務、転出精算及び閉栓・開栓業務、水道メーター等に関する各種調査業務、あおもり水道だより配布業務の業務対象区域は、平成17年合併前の旧青森市の区域とする。また、水道メーターの管理に関する業務の業務対象区域は、前記の区域及び平成17年合併前の旧浪岡町の区域とする。

### (業務委託期間)

第4条 本業務の委託期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

### (提案価格限度額)

第5条 本業務に係る提案価格の限度額は、1,009,044,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### (プロポーザルのスケジュール)

第6条 プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。ただし、日程については、都合により変更する場合がある。

番号	内 容	日 程
1	プロポーザルの参加募集の公告	平成29年11月27日（月）
2	業務提案書等作成に必要な資料の貸与期間	平成29年11月27日（月） ～平成29年12月8日（金）

3	プロポーザルの参加申込書等の提出期限 (参加申込書等の提出方法は、直接持参による。)	平成 29 年 12 月 8 日 (金)
4	参加資格審査結果通知 (郵便による発送日)	平成 29 年 12 月 11 日 (月)
5	業務提案書等作成に係る質問書受付期間 (質問書の提出方法は、直接持参又はメールによる。)	平成 29 年 11 月 27 日 (月) ～平成 29 年 12 月 15 日 (金)
6	質問に対する回答期間	質問受付日の翌日 ～平成 29 年 12 月 18 日 (月)
7	業務提案書等の提出期間 (業務提案書等の提出方法は、直接持参による。)	平成 29 年 12 月 19 日 (火) ～平成 30 年 1 月 12 日 (金)
8	審査委員会による業務提案書等の審査評価及び選定	平成 30 年 1 月中旬～下旬
9	選定結果の通知	平成 30 年 1 月下旬を予定
10	業務委託契約締結	平成 30 年 1 月下旬を予定
11	業務開始	平成 30 年 4 月 1 日 (日)

2 受付時間は、土・日曜日、休日 (12 月 29 日～1 月 3 日)・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(プロポーザルの参加募集等)

第 7 条 プロポーザルの参加募集等は、公告により公募するものとする。

(プロポーザルの参加資格)

第 8 条 プロポーザルの参加資格は、法人その他の団体で次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 (一般競争入札の参加) の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 92 条の 2 (議員の兼業禁止) 及び第 142 条 (長の兼業禁止) 又は第 180 条の 5 第 6 項 (委員の兼業禁止) の規定に抵触しない者であること。
- (3) 青森市内に本社を有する者であること。
- (4) 青森市の市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第

77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

(8) 共同企業体で参加する場合は、2者又は3者での構成とし、次の要件をすべて満たしている者とする。

ア 共同企業体のすべての構成員が(1)から(7)までの要件を満たす者であること。

イ 共同企業体の構成員は、本業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

ウ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として参加することができないこと。

エ 共同企業体の各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

オ 共同企業体の代表者の出資比率が、構成員の中で最大であること。

(プロポーザルの参加申込)

第9条 プロポーザルへ参加を申し込む者(以下「参加申込者」という。)は、プロポーザル参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)を所定の期限までに青森市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

2 参加申込者は、次に掲げる書類を参加申込書に添付し、管理者に提出しなければならない。

(1) 会社概要(様式第2号)

(2) 参加資格を満たしていることの誓約書(様式第3号)

(3) 青森市の市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の未納税額のないことの証明書

(4) 共同企業体として参加する場合は、共同企業体協定書(様式第4号)

3 参加申込書及び添付書類の提出方法は、直接持参によるものとする。

(資格審査及び審査結果の通知)

第10条 管理者は、参加申込者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加申込者のプロポーザル参加資格を審査する。

2 管理者は、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者(以下「参加事業者」という。)に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第5号の1)により、参加資格を有する旨を通知する。

3 管理者は、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められた者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第5号の2)により、参加資格を有しない旨を通知する。

(プロポーザル)

第11条 参加事業者は、水道メーター検針及び転出精算等業務公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に従い、次に掲げる業務提案書及び各資料(以

下「業務提案書等」という。)を作成し、所定の期限までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 会社概要(様式第2号)及び財務状況を説明する書類(直近2カ年の貸借対照表及び損益計算書)
- (2) 業務体制に関する提案(様式第7号)
- (3) 検針業務実施に関する提案(様式第8号)
- (4) 転出精算及び閉栓・開栓業務実施に関する提案(様式第9号)
- (5) 水道メーター等に関する各種調査業務実施に関する提案(様式第10号)
- (6) 水道メーターの管理に関する業務実施に関する提案(様式第11号)
- (7) あおもり水道だより配布業務実施に関する提案(様式第12号)
- (8) 個人情報保護・コンプライアンスに関する提案(様式第13号)
- (9) 災害及び緊急時対策等危機管理に関する提案(様式第14号)
- (10) 提案価格書(様式第15号)及び積算内訳書(様式第15号の2)  
(業務提案書等作成に必要な仕様書の貸与)

第12条 管理者は、業務提案書等の作成に必要な仕様書を貸与する。

- 2 貸与する仕様書の貸出場所は、青森市企業局水道部総務課とする。
- 3 貸与する仕様書は、業務提案書等の提出と併せて返還するものとする。  
(業務提案書等の提出)

第13条 業務提案書等の提出書類は、原則としてA4版サイズとし、日本語で作成し、表紙(様式第6号)、目次及び頁番号を付し、直接持参により提出しなければならない。

- 2 業務提案書等の提出部数は、正本1部、副本10部とする。ただし、会社概要(様式第2号)及び財務状況を説明する書類は、正本のみとする。
- 3 参加事業者名及び代表者印は、正本の表紙のみに記載、押印すること。
- 4 副本にあたる業務提案書等は、審査用として使用するもので、事業者名が推測できないようにしなければならない。
- 5 提案価格書及び積算内訳書は、業務提案書等とは別に封かん(割印したもの)し、1部のみ業務提案書等と併せて提出しなければならない。
- 6 提出された業務提案書等は、返還しない。
- 7 提出期限締め切り後は、提出された業務提案書等の内容変更又は追加は認めない。
- 8 業務提案書等作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。

(質問の受付)

第14条 管理者は、参加事業者からの業務提案書等の作成に係る質問は、書面でのみ受け付けるものとする。

- 2 業務提案書等の作成に係る質問書(様式第16号)は、所定の期限までに直接持参又はメール(メールアドレス: josui-somu11@city.aomori.aomori.jp)により提出しなければならない。

3 管理者は、質問に対する回答は、メールにより全参加事業者に送信する。

(プロポーザルへの参加の辞退)

第15条 参加事業者は、プロポーザル参加辞退届(様式第17号)を提出することにより、いつでもプロポーザルへの参加を辞退することができる。この場合、プロポーザル参加辞退届の提出方法は、直接持参によるものとする。

2 プロポーザルへの参加を辞退した者が、仕様書の貸与を受けている場合は、プロポーザル参加辞退届の提出と併せて返還するものとする。

(プロポーザルの審査)

第16条 プロポーザルの審査は、別に定める水道メーター検針及び転出精算等業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。

2 審査委員会は、必要がある場合は、参加事業者から業務提案書等について、ヒアリングを行うことができる。

3 審査は、参加事業者から提出された業務提案書等について、別に定める水道メーター検針及び転出精算等業務公募型プロポーザル評価基準に基づいて行うものとする。

4 審査は、公平・公正性を確保するため、参加事業者名を伏せて行う。

5 審査は、参加事業者の業務提案書等の各項目について評価及び採点を行い、提案価格の妥当性の配点を除いた160点中、普通評価の合計点89点を最低得点とし、この最低得点以上のうち提案価格の妥当性の得点を含めた総合評価点が最も高い者を委託事業候補者(以下「候補者」という。)とする。

6 総合評価点は、評価詳細項目毎に審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。この場合、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第3位で四捨五入する。

(候補者の決定及び通知)

第17条 管理者は、審査委員会の審査を踏まえ、候補者を選定する。

2 管理者は、候補者に選定された参加事業者に対し、プロポーザル選定結果通知書(様式第18号)により、候補者に選定された旨を通知する。

3 管理者は、候補者に選定されなかった参加事業者に対し、プロポーザル非選定結果通知書(様式第19号)により、候補者に選定されなかった旨を通知する。

4 プロポーザルの結果は、青森市水道事業ホームページで公表する。

(委託契約)

第18条 管理者は、青森市財務規則及び青森市企業局財務規程に基づき、候補者に選定した者と本業務の委託契約を締結する。また、この契約は、青森市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書には「契約を締結した日に属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。」旨の規定を設ける。

(契約保証金)

第19条 候補者は契約締結と同時に、委託料総額を1年度当たりの額に換算し、各年度の支払額のうち最高額の100分の10以上の契約保証金を納付するか、又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提供しなければならない。ただし、契約保証金を免除されたときは、この限りでない。

2 管理者は、候補者がこの契約を全部履行したときは、候補者の請求により、遅滞なく契約保証金を受注者に還付するものとする。この場合、契約保証金に利息を付さないものとする。

3 契約保証金担保としての履行保証保険契約の保険（保証）期間は、契約締結日から平成35年3月31日とし、保証金額は委託料総額を1年度当たりの額に換算し、各年度の支払額のうち最高額の100分の10以上を保証したものでなければならない。

(委託料の支払い)

第20条 本業務の委託料の支払い方法等は、管理者と候補者が協議して決定する。

(準備期間)

第21条 候補者は、円滑に委託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(提出書類に瑕疵がある場合)

第22条 プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審査委員会が審査するものとする。

2 審査委員会は、必要がある場合は、参加事業者から瑕疵について、聴取することができる。

3 管理者は、審査委員会の審査結果を踏まえ、当該瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性又は公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格条件)

第23条 管理者は、参加事業者又は候補者と選定した者が、業務提案書等の作成に係る不正行為又は参加資格に瑕疵が認められた場合は、プロポーザルの参加資格又は候補者の選定を取り消すことができる。

(次順位者の繰上げ)

第24条 管理者は、候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、第17条の規定による選定において次順位以下となった参加事業者のなかで、最低得点以上のうち総合評価点が上位であった者から順に委託業務についての交渉を行うものとする。

(関係法令等の遵守)

第25条 参加事業者は、プロポーザルへの参加にあたり、青森市の条例及び規則並びに実施要領、その他関係法令を遵守するものとする。



2 参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、第22条の規定に準じて取り扱うものとする。

(事務局)

第26条 プロポーザルに係る事務局は、青森市企業局水道部総務課に設置する。

(失効)

第27条 この要領は、平成30年3月31日をもって廃止する。

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成29年11月16日から実施する。